

I 公民館とは

公民館は昭和21年に文部省次官通牒により戦後の祖国再建の拠点となる地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法（昭和21年）、社会教育法（昭和24年）によって法的整備が図られ、今日に至っている。

ここでは、公民館に関する各種の答申・提言をもとに、公民館の基本的な事項や時代に対応した在り方についてまとめた。

1 公民館と生涯学習

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献するなど、地域住民の日常生活に最も身近な生涯学習の施設としてその役割を果たしてきている。

今後さらに、生涯学習の振興、生涯学習社会の構築、また、人づくり、地域づくりのために、市町村における公立公民館、並びに自治公民館がその中核的な役割を果たしていくことが求められており、機能の一層の充実と活性化が期待されている。

○「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興法策について」

（生涯学習審議会答申 H4.7.29）

今日、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑化・成熟化したことにより、人々は社会生活を送っていく上で、学校教育終了後も引き続き、絶えず新たな知識・技術を習得していく必要性を感じており、豊かで充実した人生を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠となってきている。

また、人々は学習することで新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験することもでき、生涯学習に取り組むことで、自らを豊かにすることができるのである。

○「宮崎県における生涯学習の振興方策について」

（宮崎県生涯学習推進会議報告－建議－ H9.3.14）

高度化、専門化、多様化していく学習ニーズに対応し、学習活動を効果的に支援していくために、公立公民館、自治公民館、その他の身近な生涯学習関連施設の活用の在り方を見直す。

2 公民館の目的

○社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

※ 公民館の根本的なねらい

生涯学習の推進のために、公民館は住民の身近な学習・交流の場として、生活文化の振興を図り、明るく住みよい文化的な郷土を建設していくことである。そのための教育機関として、地域社会の改善・改革の基礎としての公民館でありたい。

「実際生活に即する」というのは、日常生活上の課題についての学習や産業教育、職業教育など、実際その地域住民や郷土にとって最も必要な教育を中心とすることを強調している。

○「公民館のあるべき姿と今日的指標」（全国公民館連合会 S42.7）

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

3 公民館の性格（理念）

○「進展する社会と公民館の運営」（文部省社会教育局 S38.3）

- (1) 公民館は、地域住民のすべてに奉仕する、いわば開放的な、生活のための学習や文化活動の場です。
- (2) 公民館は、人々の日常生活から生ずる問題の解決を助ける場です。
- (3) 公民館は、他の専門的な施設や機関と住民との結び目となるものです。
- (4) 公民館は、仲間づくり（地域住民の人間関係を適切にする）の場です。

○「公民館のあるべき姿と今日的指標」

(1) 公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある。

公民館は、すべての人間を尊敬信愛し、人間の生命と幸福をまもることを基本理念として、その活動を展開しなければならない。

(2) 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立するにある。

公民館は学校とならんで全国民の教育態勢を確立し、住民に教育の機会均等を保障する施設とならなければならない。

(3) 公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

公民館は、社会連帯・自他共存の生活感情を育成し、住民自治の実をあげる場とならなければならない。

○「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」

(S59.3.31 全国公民館連合会第5次専門委員会答申)

- ・生活を学び、創造する地域における生涯教育の代表的機関
トータルエデュケーションセンター
- ・よく知り、よく判断するための情報提供機関
インフォメーションセンター
- ・地域社会生活を発展させるための実践拠点
オーガナイズングセンター

4 公民館の事業と運営方針

○ 社会教育法第22条

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 1 青年学級を開設すること。
- 2 定期講座を開設すること。
- 3 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 4 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 5 体育、レクリエーション等に関する集会を開設すること。
- 6 各種の団体、期間等の連絡を図ること。
- 7 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

※「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（H11.7）に係る社会教育法の改正により、現行の「1 青年学級を開設すること。」は削除され、平成12年4月1日より施行される。

○ 社会教育法第23条

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
- 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 3 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗教もしくは教団を支援すること。

5 公民館の設置区分

(1) 公立公民館（条例公民館）

「公立公民館」は、社会教育法に基づいて、各市町村が設置する。

① 中央公民館

当該公民館の事業のほか、市町村の全地域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業、その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施する。

② 地区公民館

市町村の一定区域を対象区域として設置し、事業を行う。

③ 分館

中央公民館または地区公民館の事業の運営上、必要がある場合には、公民館に分館を設ける。

(2) 自治公民館

町内に自治会等の自治組織で設置し、自主的に管理・運営するもので、法的な根拠または規制はない。したがって、公立公民館とは性格を異にし、公民館類似施設の一つである。

○ 「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について

（文部省社会教育局 S35.2.4）

公民館は公民館類似施設に対し、その運営について必要な協力と援助を与え、対象区域内の公民館活動の普及徹底を図るとともに住民の利便に寄与するようとくに配慮されたい。

6 公民館の役割

○ 「公民館のあるべき姿と今日的指標」

(1) 集会と活用【集まる】・・・地域生活に根ざす事業

地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。このため集会場、いこいの場、茶の間など、多様な役割をはたすものが公民館である。

さらにすすんで、住民の日常生活の相談に応じ、資料をととのえ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するなど、積極的な活用に供するものも公民館である。

これが、公民館の基本的な役割である。

(2) 学習と創造【学ぶ】・・・生活文化を高める事業

学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割である。

住民の継続的な学習活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ充実される。しかも、それらはさらに個人や小集団による自主的な学習によって深められ、進められる必要がある。そのような学習活動をささえ、発展させるための活動は数多く考案されるべきであり、また、各種の資料や図書をととのえて、これを活用する場を構成し、教育的な条件を整備すべきである。

これが、公民館の中核的な役割である。

(3) 総合と調整【つなぐ】・・・地域連帯を強める事業

地域社会における課題といかにして総合的に取り組むか、ここに公民館の高次の役割がある。

公民館は、諸団体・諸機関の連絡と調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある世論をもちあげ、地域社会発展の原動力となるべきである。

これが、公民館の究極的な役割である。

※生涯学習時代における公民館の役割

○「公民館の整備・運営の在り方について」（生涯学習審議会 H3.6）

「地域における生涯学習機会の充実方策について」（生涯学習審議会 H8.4.24）

より要約

(1) 公民館活動の多様化・活発化

① 多様で総合的な学習機会の提供

公民館が各種の学習機会を提供するに当たっては、住民の学習需要等に基づく学習テーマの設定、開設形態、事業の実施方法の選択など、より多くの参加者が得られるように努めることが重要である。

学習内容の設定については、今日的課題を重視するとともに、地域の特色を十分生かした学習プログラムの開発や地域性のある学習課題を取り上げることなども必要である。

また、学校週五日制の完全実施への対応などを契機に、青少年の学校外活動の充実の観点から、青少年の発達段階に応じたプログラムの積極的な開発・提供に努めるとともに、働く成人を対象とした事業の一層の拡充が望まれる。

学級・講座等の開設の仕方や形態としては、多様な事業の工夫が必要であるが、地域の社会教育施設や生涯学習関連施設等との共同事業を企画するなど新たな事業の開発が必要である。

② 自発的な学習活動の援助

公民館は、住民の自発的な学習活動を奨励し援助することが重要であることから、個人やグループの交流の場を積極的に提供したり、自発的な学習グループをつくるきっかけづくり、育成・援助に努める必要がある。

また、求めに応じて学習相談への対応、活動場所、教材・資料の提供、講師・指導者の斡旋など積極的な支援を行うことが大切である。

③ 学習成果活用場の配慮

公民館は、学習意欲の向上や学習活動の奨励のために、学習成果が活用される場としての活動や事業にも配慮することが重要である。

また、講座等の修了者を公民館における事業の指導者、助言者としたり、地域の人人を施設ボランティアとして積極的に受け入れたりすることを一層促進することが大切である。

さらに、このような指導者、助言者を人材登録し、求めに応じ種々の事業に参加できるようにすることも考慮すべきである。

このような活動が、地域住民の相互の交流を深め、地域社会の形成に役立つと考えられる。

(2) 学習情報提供・相談機能の充実

① 学習情報の提供

地域住民の各種学習活動を援助し促進するためには、公民館における身近な情報の収集、提供機能の充実が求められており、計画的、組織的に収集し、迅速かつ的確に提供できる体制を整備することが期待される。

また、県において生涯学習情報システムの整備が進められているので、積極的に参画して、広域の学習情報を住民に提供できるような体制整備が必要である。

② 相談機能の充実

学習内容、学習計画、学習方法、その他の学習活動にかかわる各種の相談に応じて学習活動の援助を行う機能の充実を図ることにより、公民館は、地域における住民の学習需要の動向を把握する手がかりを得ることとなり、学習者の需要に応える事業の立案が容易になると考えられる。

(3) 地域活動の拠点としての役割

公民館には、地域活動の拠点の一つとして、地域連帯意識の形成に資する積極的な役割が期待される。

例えば、様々な地域活動やプログラム化された学習の場の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報収集、意見交換、アイデア交換などができる自由な交流の場を提供することも大切である。

また、変化する社会状況に対応するための、さまざまな実践の場としての重要性も今後一層増すものと考えられる。

さらに、近年、生涯学習をテーマにまちづくりを展開する例が多く見られるが、公民館はこうした地域のつくり、まちづくりに参画し、諸活動の実施に大きな役割を果たすことも期待されている。

(4) 生涯学習関連施設等との連携

公民館が生涯各期の多様な学習要求に適切に対処していくためには、市町村内の公民館はもとより、他の生涯学習関連施設等との連携・協力を積極的に推進していくことが必要である。

そのためには、地域の社会教育施設や生涯学習関連施設等に積極的に働きかけ、各々の専門的な機能や特色を十分生かした活動、共同作業の実施などに努めることが必要である。

また、大学等と連携して、それらの有する施設・設備などを有効に活用し、人的支援を得て高度で専門的な事業を展開することが必要である。

さらに、地域の自治公民館とも連携し、必要な援助をすることにより、住民の学習需要に応ずるようにすることが必要である。

民間企業その他の施設等との連携についても検討する必要があることは言うまでもない。

社会教育法が制定されて50年を経過した今日、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した社会教育の推進が求められている。

その中において、地方分権・規制緩和の推進が図られ、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（生涯学習審議会答申 H10.9.17）の中で、公民館運営審議会の必置規制の廃止をはじめとする各種の提言がなされた。

今後は、運営等の弾力化を図りながら、住民の参画・参加を一層促進し、明るく住みよい地域づくりをめざす拠点としてその活動を推進していくことが望まれる。